

不服申立て事案答申第 282 号

不服申立て事案諮問第 311 号

件名：個人情報不服申立て関連資料の不開示（補正非応答）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があることを理由として不開示としたことについては、別記 2 に掲げる保有個人情報に係る部分を取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 7 月 2 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 5 日付けで行った不開示決定について、取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

（ア）保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は令和 6 年 7 月 2 日に愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）において、平成 25 年に審査請求人が行った個人情報不服申立てに関する文書の開示を求める保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

平成 25 年個人情報不服申立て

- ・ 審査請求書（平成 25 年務住〇号）
- ・ 開示理由説明書の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求人からの意見書について（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求に関する資料の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 答申（平成 26 年務住〇号）

- ・ 裁決書（平成 26 年務住〇号）
- ・ その他関連する資料
(請求日現在県警本部で保管のもの)

と記載されていた。

このうち「その他関連する資料」の記載は具体的な行政文書の名称ではなく、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められた。

(1) 開示請求に関する補正の実施

開示請求書に形式上の不備が認められたため、処分庁は、保有個人情報開示請求に関する補正（通知）（以下「補正通知」という。）により審査請求人に通知し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人は、補正通知に対して回答をすることなく、補正に応じなかった。

(2) 本件処分

処分庁は、本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄の記載に不備があったため、審査請求人に対し、当該不備を補正するように求めたが、相当な期間が経過しても補正がなされなかつたことから、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

開示請求をする場合には、法第 77 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載し、行政機関の長等に提出することとなるところ、(1)アのとおり、本件開示請求書には具体的な行政文書の名称の記載のない部分があり、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められたことから、同条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めた。

しかしながら、当該補正通知に対して、審査請求人は何ら回答をすることではなく、結果として、本件開示請求書の不備が補正されなかつたため、開示請求書に形式上の不備がある場合に該当するとして不開示としたものであり、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

本件は、審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書に形式上の不備があつたため、法に規定された適正な手続きに基づき補正を求めたものであるが、この補正の求めに対して、審査請求人は何ら回答をせず、結果として、形式上の不備が補正されなかつたため、不開示としたものである。

審査請求人は、「文書が特定できないとして不開示すべきものは、『その他関連する資料』に限られる」と主張している。

しかしながら、本件は、本件開示請求書の形式上の不備により、不開示としたものであり、本件開示請求書の補正通知に応じることなく、「その他関連する資料」以外の文書は特定できているので開示を求めるとする審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記1に掲げる開示請求に対し、対象となる保有個人情報は特定されていないことから、形式上の不備があるとして不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、対象となる保有個人情報のうち「その他関連する資料」以外は特定されていると主張していることから、以下、本件不開示決定のうち別記2に掲げる保有個人情報に係る部分の不開示決定の妥当性について検討する。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

ア 処分庁によれば、本件開示請求書のうち「その他関連する資料」の記載は具体的な行政文書の名称ではなく、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められたことから、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めたが、期間内に回答がなく、結果として本件開示請求書の不備が補正されなかったため、開示請求書に形式上の不備がある場合に該当するとして不開示決定をしたとのことである。

イ また、当審議会において処分庁に確認したところ、別記2に掲げる保有個人情報については特定できるが、「その他関連する資料」については、審査請求人が具体的に求める文書の内容が明らかでないことから、本件開示請求書には保有個人情報の不特定という形式上の不備があると捉えて、特定されている部分を含めて一律に不開示決定をしたとのことである。

ウ 法第77条第1項第2号によれば、開示請求書には「開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載すべきとされている。

当審議会において同規定を踏まえて検討したところ、前記イで処分庁も認めているとおり、別記2に掲げる保有個人情報については特定でき

ると認められる。そうであれば、別記 2 に掲げる保有個人情報については、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されていることから、形式上の不備があるとは認められず、一律に不開示決定をした原処分は妥当ではない。

したがって、本件不開示決定のうち別記 2 に掲げる保有個人情報については、改めて開示決定等をすべきである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

平成 25 年個人情報不服申立て

- ・ 審査請求書（平成 25 年務住〇号）
- ・ 開示理由説明書の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求人からの意見書について（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求に関する資料の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 答申（平成 26 年務住〇号）
- ・ 裁決書（平成 26 年務住〇号）
- ・ その他関連する資料

（請求日現在県警本部で保管のもの）

別記 2

平成 25 年個人情報不服申立て

- ・ 審査請求書（平成 25 年務住〇号）
- ・ 開示理由説明書の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求人からの意見書について（平成 25 年務住〇号）
- ・ 審査請求に関する資料の送付（平成 25 年務住〇号）
- ・ 答申（平成 26 年務住〇号）
- ・ 裁決書（平成 26 年務住〇号）

（請求日現在県警本部で保管のもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6.12.4	諮詢（弁明書の写しを添付）
7.8.21 (第252回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等の聴取
同 日	審議
7.9.18 (第253回審議会)	審議
7.10.6 (第254回審議会)	審議
7.11.26	答申